

# 丸善株式會社定款

大正七年一月改正

## 第一章 總則

第一條 當會社ハ丸善株式會社ト稱シ英文ニテハ Maruzen Company, Limited ト書ス

第二條 當會社ハ圖書文具西洋小間物其他雜貨ヲ販賣シ兼テ圖書ノ出版及ヒ文具ノ製造ヲ爲スヲ以テ目的トス

第三條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ支店ヲ左ノ地ニ設置ス

大阪市 京都市 福岡市 仙臺市

第四條 當會社ノ資本總額ハ金壹百五拾萬圓トス但圖書ノ出版及

ヒ文具ノ製造ニ使用スル額ハ各金拾萬圓ヲ限度トス

第五條 當會社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル時事新報ニ掲載シテ之ヲ爲ス但其發行停止ノ場合ハ三日間本店店頭ニ揭示ス

## 第二章 株式

第六條 當會社ノ株式ハ壹萬五千株ニ分チ一株ノ金額ヲ百圓トス

第七條 當會社ノ株式ハ記名式トシ株券ハ壹株券拾株券ノ二種トス

第八條 當會社ノ株金第二回以後ノ拂込期日及ヒ金額ハ取締役ノ

決議ヲ以テ之ヲ定メ二週間前各株主ニ通知スヘシ

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ其拂込期日ノ翌日ヨリ百圓

ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ支拂ヒ且遅延ノ爲メニ生シタル費用其他ノ損害ヲ賠償スヘシ

第十條 當會社ノ株式ハ取締役會ノ承諾ナクシテ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

第十一條 當會社ノ株式ヲ讓渡シ名義書換ヲ爲サントスル場合ハ

當事者双方株券裏面ノ相當欄内ニ記名調印シ且會社ノ定ムル書式ニ依リテ名義書換請求書ヲ作成シ之ニ取締役會ノ承諾證ヲ添ヘテ當會社ニ差出スヘシ

第十二條 相續又ハ遺贈ニ因リテ當會社ノ株式ヲ取消シタル者名

義書換ヲ爲サントスル場合ハ取得ノ原因ヲ證明スヘキ書面ヲ差出スヘシ

第十三條 株券ノ分合又ハ毀損ニ因リ交換ヲ請求スルトキハ請求

書ニ株券ヲ添ヘテ當會社ニ差出スヘシ

第十四條 株券ノ紛失又ハ滅失ニ因リ更ニ株券ノ交付ヲ請求スル

トキハ其事由ヲ記載シタル請求書ニ當會社ノ相當ト認ムル證人二名以上ノ連印ヲ以テ當會社ニ差出スヘシ此場合ニ於テハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ其日ヨリ六箇月以内ニ故障ヲ申出ツル者ナキトキハ新ニ株券ヲ交付スヘシ

第十五條 株券ノ名義書換ノ場合ハ一通ニ付金拾錢前二條ニ依リ

テ新ニ株券ヲ交付スル場合ハ一通ニ付金參拾錢ノ手數料ヲ徴收スヘシ

第十六條 株主ハ其住所及ヒ印鑑ヲ當會社ニ届出ツヘシ其變更アリタルトキ亦同シ

第十七條 當會社株式ノ讓渡ハ毎年一月及ヒ七月ノ一日ヨリ定時總會終結ノ日マテ之ヲ停止ス臨時總會招集ノ通知ヲ爲シタル日ヨリ臨時總會終結ノ日マテ亦同シ

### 第三章 役員

第十八條 取締役ハ當會社ノ株式百株以上ノ所有者ヨリ監査役ハ五拾株以上ノ所有者ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第十九條 取締役ハ七名以内トシ監査役ハ三名以内トス

第二十條 取締役ノ任期ハ三箇年トシ監査役ノ任期ハ二箇年トス但其任期カ最終ノ配當期ニ關スル定時總會ノ終結前ニ滿了スルトキハ其任期ヲ該定時總會ノ終結ニ至ルマテ伸長ス

第二十一條 取締役又ハ監査役中缺員ヲ生シタルトキハ直チニ補缺選舉ヲ行フ其補缺員ハ前任者ノ殘期ヲ繼クモノトス但法定ノ員數ヲ缺カサルトキハ現任取締役ノ決議ヲ以テ補缺選舉ヲ延期スルコトヲ得

第二十二條 取締役ハ互選ヲ以テ社長及ヒ專務取締役各一名ヲ任定ス但社長ハ都合ニ依リ任定セサルコトアルヘシ

第二十三條 取締役在任中ハ其所有ノ當會社株式百株ヲ監査役ニ供託スヘシ

### 第四章 株主總會

第二十四條 定時總會ハ毎年一月及ヒ七月之ヲ開クモノトス

第二十五條 臨時總會ハ取締役又ハ監査役ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ資本ノ十分ノ一二當ル株主ヨリ總會ノ目的及ヒ其招集ノ理由ヲ示シテ請求アリタルトキ之ヲ招集スルモノトス

第二十六條 總會ノ招集ニハ會日ヨリ少クトモ二週間前ニ其日場所及ヒ目的事項ヲ各株主ニ通知スヘシ

第二十七條 總會ノ議事ハ豫メ株主ニ通知シタル目的及ヒ事項ノ外ニ涉ルコトヲ得ス

第二十八條 總會ノ議長ハ社長又ハ專務取締役之ニ任ス若シ社長又ハ專務取締役差支アルトキハ他ノ出席取締役之ニ任ス但臨時總會ノ議長ハ場合ニ依リ株主中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第二十九條 總會ノ決議ハ法律ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外出席株主ノ議決權ノ過半數ニ依ル可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十條 總會ニ於テ決議シタル事項ノ要領ハ決議録ニ記載シ議長及ヒ出席株主二名以上之ニ記名調印シ當會社ニ保存スヘシ  
第三十一條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一個トス

第三十二條 株主自ら出席スル能ハサルトキハ役員ニアラサル株

主ニ委任シテ其議決權ヲ行フコトヲ得

## 第五章 計算

第三十三條 當會社ハ毎年一月ヨリ六月迄ヲ前期トシ七月ヨリ十

二月迄ヲ後期トシ毎期ノ終リニ於テ諸勘定ヲ決算スルモノトス

第三十四條 當會社ノ損益計算ハ毎期ノ總益金ヨリ諸經費其他損

失金ヲ控除シ其殘額ヲ純益金トス

第三十五條 純益金ハ左ノ割合ヲ以テ配當ス

一 積立金 純益金百分ノ五以上

一 役員及職員賞與金 純益金百分ノ十五以下

一 職員慰勞準備金 純益金百分ノ五以下

一 株主配當金 右三項ノ金額ヲ控除シタル殘額

但計算ノ都合ニ依リ別種ノ積立金及ヒ次期繰越金ヲ爲スコト

アルヘシ

## 丸善株式會社定款

昭和二十二年七月改正

### 第一章 總則

第一條 當會社ハ丸善株式會社ト稱シ英文ニテハ Maruzen

Company, Limited ト書ス

第二條 當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、圖書新聞雜誌ノ出版販賣事務用器械器具一般文具インキ萬

年筆洋服裝品化粧品賣藥部外品其他雜貨ノ製造販賣並ニ輸

出入賣藥煙草度量衡器測量器械測定器械器具製圖器械同用品

事務用家具什器ノ販賣

二、前號ニ附帶スル一切ノ事業

第三條 當會社ハ本店ヲ東京都中央区ニ支店ヲ左ノ地ニ設置ス

東京都中央区 千代田區 大阪市 京都市 名古屋市 橫濱市

福岡市 仙臺市 札幌市 京城府

第四條 當會社ノ資本總額ハ金壹千萬圓トス

第五條 當會社ノ公告ハ東京都ニ於テ發行スル日本經濟新聞ニ掲

載シテ之ヲ爲ス

### 第二章 株式

第六條 當會社ノ株式ハ貳拾萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ五拾圓トス

第七條 當會社ノ株式ハ記名式トシ株券ハ壹株券拾株券五拾株券及ヒ百株券ノ四種トス

第八條 當會社ノ株金第二回以後ノ拂込期日及ヒ金額ハ取締役ノ

決議ヲ以テ之ヲ定メ二週間前各株主ニ通知スヘシ

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ其拂込期日ノ翌日ヨリ百圓

ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ支拂ヒ且遅延ノ爲メニ生

シタル費用其他ノ損害ヲ賠償スヘシ

第十條 株券ノ裏書ニ依ル讓渡ハ之ヲ禁止ス

第十一條 當會社ノ株式ヲ讓渡シ名義書換ヲ爲サントスル場合ハ

會社ノ定ムル書式ニ依ル名義書換請求書ニ當事者双方記名調印

シ株券ト共ニ當會社ニ差出スヘシ

第十二條 相續又ハ遺贈ニ因リテ當會社ノ株式ヲ取得シタル者名

義書換ヲ爲サントスル場合ハ取得ノ原因ヲ證明スヘキ書面ヲ差

出スヘシ

第十三條 株券ノ分合又ハ毀損ニ因リ交換ヲ請求スルトキハ請求

書ニ株券ヲ添ヘテ當會社ニ差出スヘシ

第十四條 株券ノ紛失又ハ滅失ニ因リ更ニ株券ノ交付ヲ請求セン

トスルトキハ除權判決ノ上會社ノ定ムル書式ニ依ル請求書ニ其

判決ノ正本又ハ謄本ヲ添附シ當會社ニ差出スヘシ

第十五條 株券ノ名義書換ノ場合ハ一通ニ付金壹圓前二條ニ依リ

テ新ニ株券ヲ交付スル場合ハ一通ニ付金五圓ノ手数料ヲ徴收スヘシ

第十六條 株主ハ其住所及ヒ印鑑ヲ當會社ニ届出ツヘシ其變更ア

リタルトキ亦同シ

第十七條 當會社株式ノ讓渡ハ株主總會招集ノ通知ヲ爲シタル日

ヨリ其ノ終結ノ日マテ之ヲ停止ス

### 第三章 役員

第十八條 取締役ハ當會社ノ株式百株以上ノ所有者ヨリ監査役ハ

五十株以上ノ所有者ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第十九條 取締役ハ十名以内トシ監査役ハ三名以内トス

第二十條 取締役ノ任期ハ三箇年トシ監査役ノ任期ハ二箇年トス

但其任期カ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結前ニ滿了スル

トキハ其任期ヲ該定時總會ノ終結ニ至ルマテ伸長ス

第二十一條 取締役又ハ監査役中缺員ヲ生シタルトキハ直チニ補

缺選舉ヲ行フ其補缺員ハ前任者ノ殘期ヲ繼クモノトス

但法定ノ員數ヲ缺カサルトキハ現任取締役ノ決議ヲ以テ補缺選

舉ヲ延期スルコトヲ得

取締役又ハ監査役ノ員數増加ノ爲メ現任者ノ任期滿了前新ニ選

舉セラレタル者ノ任期ハ其選舉當時ニ於ケル現任者ノ殘期間ト

ス

第二十二條 取締役ハ取締役會ノ承認ヲ經テ當會社ト同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ取締役ト爲ルコトヲ得

第二十三條 取締役ハ互選ヲ以テ取締役會長・社長・專務取締役各壹名常務取締役若干名ヲ定ムルコトヲ得

第二十四條 取締役會ハ取締役會ヲ組織シ業務ニ關スル重要ナル事項ヲ決議ス

取締役會ノ議長ハ取締役會長・社長又ハ專務取締役之ニ任ス  
取締役會長・社長及專務取締役差支アルトキハ他ノ出席取締役之ニ任ス

第二十五條 社長ハ社務ヲ總理シ取締役會ノ決議ヲ執行ス

專務取締役及常務取締役ハ社長ヲ補佐シ社務ヲ掌理ス

第二十六條 取締役在任中ハ其所有ノ當會社株式百株ヲ監査役ニ供託スヘシ

#### 第四章 株主總會

第二十七條 定時總會ハ毎決算期後二ヶ月以内ニ召集スル事トス

第二十八條 臨時總會ハ取締役又ハ監査役ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的及ヒ其召集ノ理由ヲ示シテ請求アリタルトキ之ヲ召集スルモノトス

第二十九條 總會ノ召集ニハ會日ヨリ少クトモ二週間前ニ其日時場所及ヒ目的事項ヲ各株主ニ通知スヘシ

第三十條 總會ノ議事ハ豫メ株主ニ通知シタル目的及ヒ事項ノ外ニ渉ルコトヲ得ス

第三十一條 總會ノ議長ハ取締役會長・社長又ハ專務取締役之ニ任ス

取締役會長・社長及專務取締役差支アルトキハ他ノ出席取締役之ニ任ス

但臨時總會ノ議長ハ場合ニヨリ株主中ヨリ之ヲ選任スル事ヲ得

第三十二條 總會ノ決議ハ法律ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外出席株主ノ議決權ノ過半数ニ依ル可非同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十三條 總會ニ於ケル議事經過ノ要領及結果ハ議事録ニ記載シ議長及出席シタル取締役監査役之ニ記名調印シ當會社ニ保存スヘシ

第三十四條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一個トス

第三十五條 株主自ラ出席スル能ハサルトキハ役員ニアラサル株主ニ委任シテ其議決權ヲ行フコトヲ得

#### 第五章 計算

第三十六條 當會社ハ毎年二月ヨリ七月迄ヲ前期トシ八月ヨリ一月迄ヲ後期トシ每期ノ終リニ於テ諸勘定ヲ決算スルモノトス

第三十七條 當會社ノ純益金ハ每期ノ總益金ヨリ諸經費其他損失

金ヲ控除シタル殘額トシ之ニ前期繰越金ヲ加ヘ左ノ如ク處分ス

一、積立金

一、退職慰勞準備金

一、役員賞與金

一、株主配當金

一、次期繰越金

但都合ニヨリ別種ノ積立金ヲナスコトヲ得

### 第六章 附則

第三十八條 會社等臨時措置法施行中ハ特ニ左ニ掲クル事項ニ付

テハ株主總會ノ決議ニ依ラス取締役會ノ決議ニ依リ之ヲナス

一、支店ノ新設、廢止又ハ移轉ニ因ル支店所在地ニ關スル定款

ノ變更

二、資本ノ貳拾分ノ壹ヲ超エサル對價ヲ以テスル營業一部ノ讓

渡又ハ他ノ會社ノ營業全部ノ讓受

## 定 款 昭和二十六年九月改正

### 第一章 總則

第一條 當会社は丸善株式会社と稱し Maruzen Company, Limited と英訳す。

第二條 當会社は左の業務を営むことを目的とする

一、百貨の陳列販売業

二、度量衡器、計量器、測量器械、測定器械器具等の販売業

三、煙草、医薬品等の販売業

四、圖書、雜誌の出版業

五、インキ、万年筆の製造業

六、写真業、貸室業、飲食營業

七、前記各号に掲ぐる商品の輸出入業

八、以上各号に附帶する一切の業務

第三條 當会社は本店を東京都中央区に支店を左の各地に置く

東京都千代田区 名古屋市 大阪市 京都市 姫路市 福岡市

長崎市 仙台市 札幌市

第四條 當会社の公告は東京都中央区において発行する日本經濟

新聞に掲載する

## 第二章 株式

第五条 当会社の発行する株式の総数は四百八拾万株とし、すべて額面株式とする

第六条 当会社の発行する額面株式の壹株の金額は五拾円とする

第七条 当会社の発行する株式はすべて記名式で株券の種類は壹株券拾株券五拾株券及び百株券の四種とする

第八条 当会社の株主は新株の引受権を有する 但しその割当方は法は取締役会の決議によつて定める

当会社の役員及び従業員等に対しては毎回発行する新株の総数の二割以内において取締役会の決議により新株引受権を与えることができる

第九条 当会社の株式の名義書換、質権登録、株券の再発行その他株式に関する取扱については取締役会の定める「株式取扱規程」による

第十条 株主及び登録質権者又はその法定代理人はその氏名、住所及び印鑑を当会社に届出なければならない これを變更したときも亦同様である

第十一条 株主、株主名簿に記載された質権者又はその法定代理人であつて日本国内に住所又は居所を有しないものは日本国内に仮住所を設け又は日本国内に住所若しくは居所を有する代理

人を定めこれを当会社に届け出なければならない その變更があつたときも亦同様である

第十二条 当会社は毎年二月一日及び八月一日から各定時株主総会の終結の日迄株主名簿の記載の變更を停止する 但し必要がある場合には取締役会の決議により予め公告して臨時にこれを停止することがある

### 第三章 株主總會

第十三条 定時株主總會は毎年三月及び九月に開催し臨時株主總會は必要がある場合に開催する

第十四条 株主總會の議長は社長これに当り社長事故あるときは予め取締役会の定めるところにより他の取締役これに代る

第十五条 總會の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席したる株主の議決権の過半数によつて決する

第十六条 株主は他の株主に委任してその議決権を行使することができる 但し代理人は委任状を会社に提出しなければならない

第十七条 總會の議事の経過の要領及びその結果はそれを議事録に記載して議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する

### 第四章 取締役及び取締役會

第十八条 当会社に取締役十名以内を置く

第十九条 取締役は株主総会において選任する

取締役の選任決議は発行済株式総数の三分の一以上に当る株式を有する株主が出席し其の議決権の過半数を以てこれを爲し累積投票によらない

第二十条 取締役の任期は二ケ年とする 但しその任期中の最終

の決算期に関する定時総会の終了前にその任期が満了するときはその定時総会まで任期を延長しその定時総会終了後に任期が残るときは定時総会までに任期を短縮する

増員又は補欠のために選任された取締役の任期はその選任当時における現任者の残存期間とする

第二十一条 取締役会は特に法令又は定款に定める事項の外当会

社の重要な業務執行を決定する

第二十二条 会社を代表すべき取締役（代表取締役）は取締役会の決議を以て定める

取締役会は取締役会長一名取締役社長一名専務取締役一名常務取締役若干名を定めることができる

第二十三条 取締役会は取締役会規則に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集しその通知は会日の三日前迄に発する 但し緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる

取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数を以てこれを決する

第二十四条 取締役の報酬及び退職取締役の慰労金は株主総会においてこれを定める

#### 第五章 監査役

第二十五条 当会社は監査役三名以内を置く

第二十六条 監査役は株主総会において選任する

第二十七条 監査役の任期は一ケ年とする

第二十八条 第二十条第一項但書及び第二項並に第二十四条の規定は監査役にこれを準用する

#### 第六章 計算

第二十九条 当会社の営業年度は一ケ年を二期に分け毎年二月一

日より七月三十一日迄を前期、八月一日より一月三十一日迄を後期とし各期の末日に決算を行う

第三十条 当会社の株主配当金は毎決算期の最終の株主名簿によつて支拂う

株主配当金は株主等が当会社に届出た場所において会社が支拂の提供をなしたにかかわらずこれを受領しないときはその時から満三年の経過により当会社に歸属する